

# 地域建設業ワーキンググループ とりまとめ 参考資料

---

# ① 地域の建設企業の経営力の強化

---

- 建設企業の生産性向上に関しては、i-Constructionなど、建設現場における官民一体の取組が進められているが、建設企業の経営面についても、業務改善の取組をより一層進めることが必要。
- このため、建設企業における営業力やコスト競争力の強化、従業員の処遇改善に関する先進的な取組や課題の分析を踏まえ、各企業の経営改善を促すことにより、地域建設業全体の経営力を強化すべき。

## 本社等における経営プロセスの改善例

### ＜営業目標の設定＞

- 工事の**カテゴリーごとの営業目標**の明確化
- **付加価値基準**に基づく受注判断の徹底
- 顧客との**反復継続的な関係**の構築

### ＜顧客情報の管理＞

- 営業見込案件の**リスト化**
- 営業や顧客対応の履歴、工事实績に関する情報などを**社内**で共有し、**データベース化**

### ＜積算・見積＞

- 工事に精通した**積算責任者**の配置
- 自社単価<sup>(※)</sup>の**定期的な見直し・共有**  
※ 自社で受注できる最低単価
- 案件**優先度**に応じた**積算の注力度**の決定

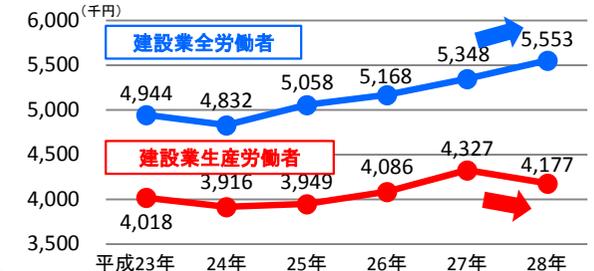
### ＜原価・工程管理＞

- 資機材等の**数量チェック**の徹底
- 現場担当者同士の**緊密な連絡体制**の構築
- **ネットワーク工程表**に基づく管理

### ＜人材確保・労働環境＞

- **週休2日制**の導入
- **総労働時間の削減**の推進
- 従業員への**利益還元**

(参考) 建設業従事者の年間賃金総支給額の推移



**営業力やコスト競争力の強化、従業員の処遇改善などに関する取組や課題の分析を踏まえ、各企業の経営改善を促すことにより、地域建設業全体の経営力を高めるべき**

- 建設産業は受注産業という特性上、人材や資機材の過不足状況が企業ごとに異なり、安定的な経営が図られにくい環境にあるほか、大半が中小零細企業であることから、個々の企業の経営努力にも一定の限界がある状況。
- こうした点を踏まえ、今後、複数企業間での人材・資機材の融通や地域内外の連携を通じた営業力の強化を促す観点から、建設企業の事業連携を更に促進すべき。

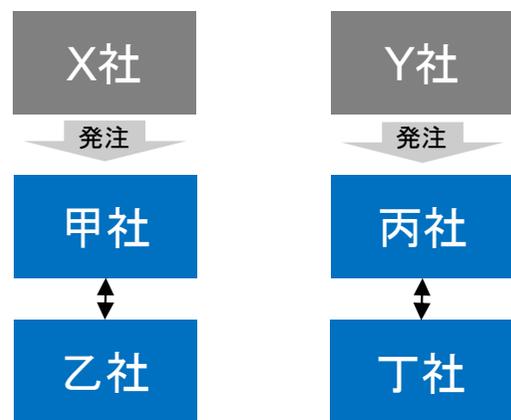
## 【企業間の連携の範囲】

狭

中

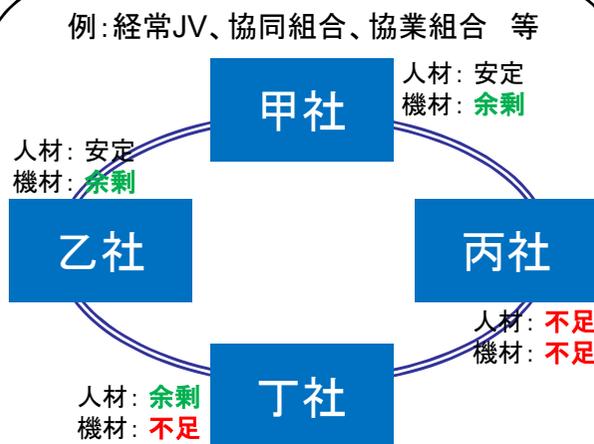
広

### <個社の取引>



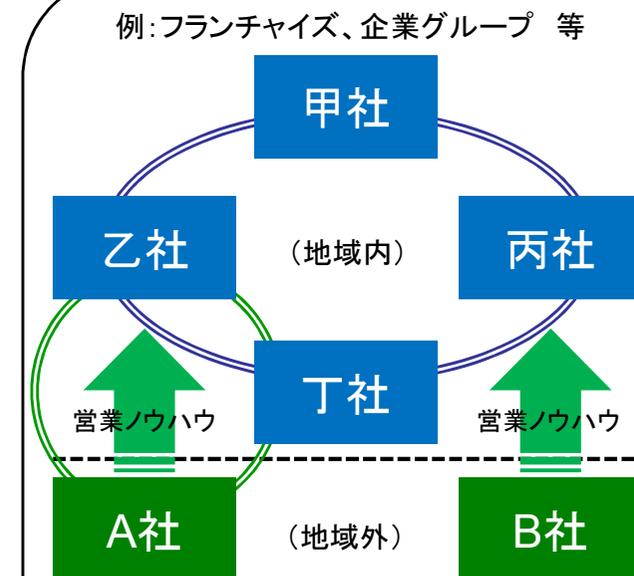
個社間の相対取引に留まり、経営資源の融通や顧客基盤の強化が図られにくい環境

### <地域内での連携>



必要な人材（技能労働者・技術者）や資機材の融通、共同設備投資により、企業経営が効率化・安定化

### <地域外企業との連携>



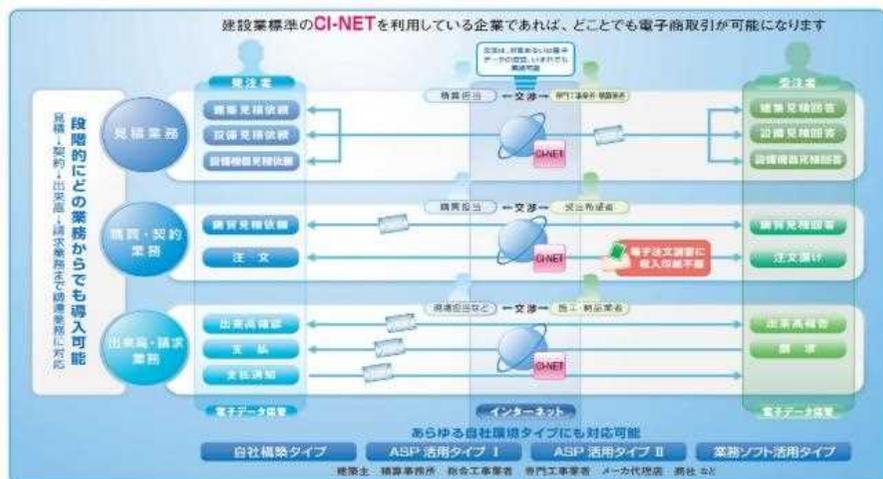
域外企業の企業ブランドや顧客ネットワークの活用により、企業の営業力を強化

- ・ 人材の融通を円滑にするためにどのような取組が求められるか
- ・ 域外の手先企業等と連携するメリットや課題はどのようなものか

- 地域建設業の業態拡大や新分野進出に関しては、建設企業の専門性を活かした技術開発や周辺需要の開拓を促すため、資金・ノウハウ面での支援が行われてきたが、個々の企業の取組の支援に留まり、複数企業間での技術連携・販路開拓を促す環境整備が不十分な状況。
- このような点を踏まえ、地域建設業の建設関連ビジネスへの進出を促す観点から、複数企業間でのビジネスマッチングの支援を図る仕組みを構築すべき。

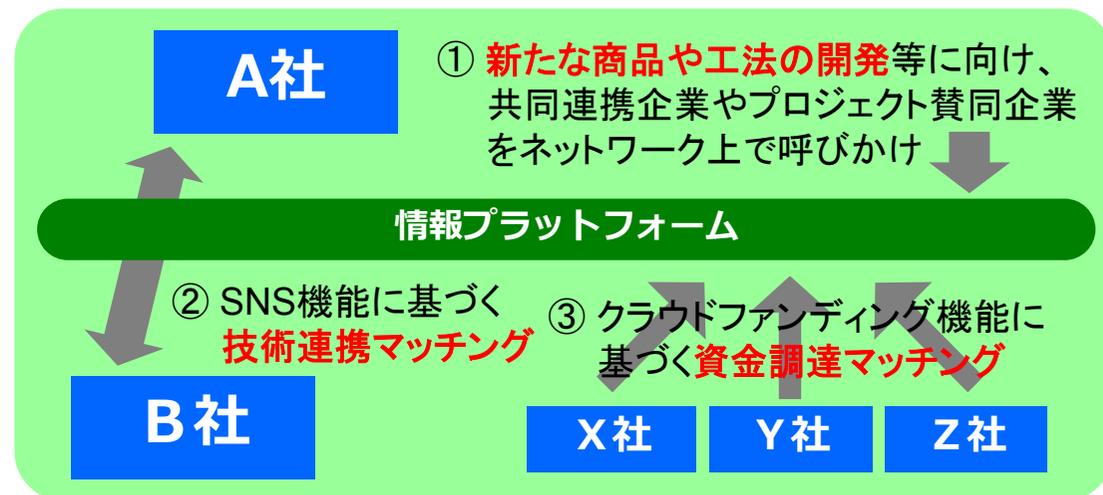
## 【例】建設業の電子商取引システム（CI-NET）

CI-NET (Construction Industry NETwork) とは、建設産業全体の生産性向上を図るため、企業間の商取引(見積、注文、請求、決済など)に関する情報を電子交換するための標準ネットワーク。各企業は、CI-NET対応のシステム導入により、取引の都度、帳票の受渡しを行う必要がなくなり、取引先との電子商取引が可能に。 ※平成28年度時点で、10,345企業が登録



現行システムは、個社同士の相対取引には対応しているが、複数企業間での取引に対応していない

## 【例】建設関連の複数企業間でのビジネスマッチング支援



## 例：建設関連ビジネスへの進出

- 建築・造園技術を活かして屋上緑化用シートを開発
- 住宅リフォームやトイレ・雨どい等の家まわりサービスを展開
- 作業道の整備技術を活かして林業へ進出

- ・ 多くの建設企業にとって利用しやすいシステムとするためにはどのような工夫が必要か
- ・ 建設関連ビジネスのプラットフォームとしてどのような機能が求められるか

- 地域建設企業の企業規模に関しては、市場動向を踏まえた個々の企業の経営判断を尊重すべきとの声がある一方で、将来における建設投資見通しや担い手の状況を踏まえ、合併・再編等を進め、企業経営の安定化・合理化を図っていくべきとの声もある。
- 今後、地域の建設企業の将来像を考える上で、従来から行われている施策も参考にして、円滑な事業承継等による建設企業の経営基盤の強化策について検討すべき。

## <企業規模に関する声>

- 建設企業の経営基盤の強化を図るため、**積極的に検討する必要**
- 建設企業の合併・事業承継等を促すためには、**何らかのインセンティブが必要**
- 合併・事業承継等は、市場動向を踏まえた**個々の企業の経営判断を尊重すべき**
- 将来的には必要になるが、**現時点では問題ない**のではないか

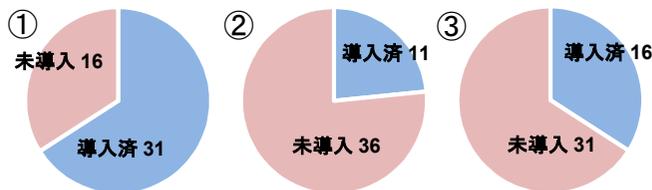
※ 第2回地域建設業WGにおけるアンケート結果より

## <現行の合併・事業承継等に関する施策>

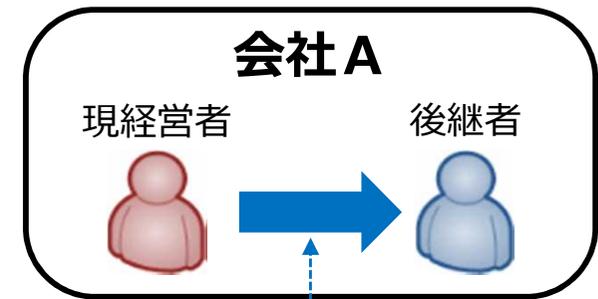
### 入札契約での合併等特例措置

- ① **総合評価点の加点**  
→ 一定期間、合併等会社の総合点数に一定率（10～15%）を加算
- ② **地域要件の緩和**  
→ 一定期間、合併等後に従たる営業所となった消滅等会社の主たる営業所を、合併等後の主たる営業所と同様に取り扱う
- ③ **入札参加等級の緩和**  
→ 一定期間、合併等前の会社の等級や合併等後の会社の直近下位の等級を対象とした工事の入札参加を認める

<都道府県での導入状況> ※ 平成28年5月時点調べ



### 事業承継促進税制



後継者が、非上場会社の経営者から**株式の相続・贈与**を受ける場合に、**5年間相続税・贈与税の納税を猶予**

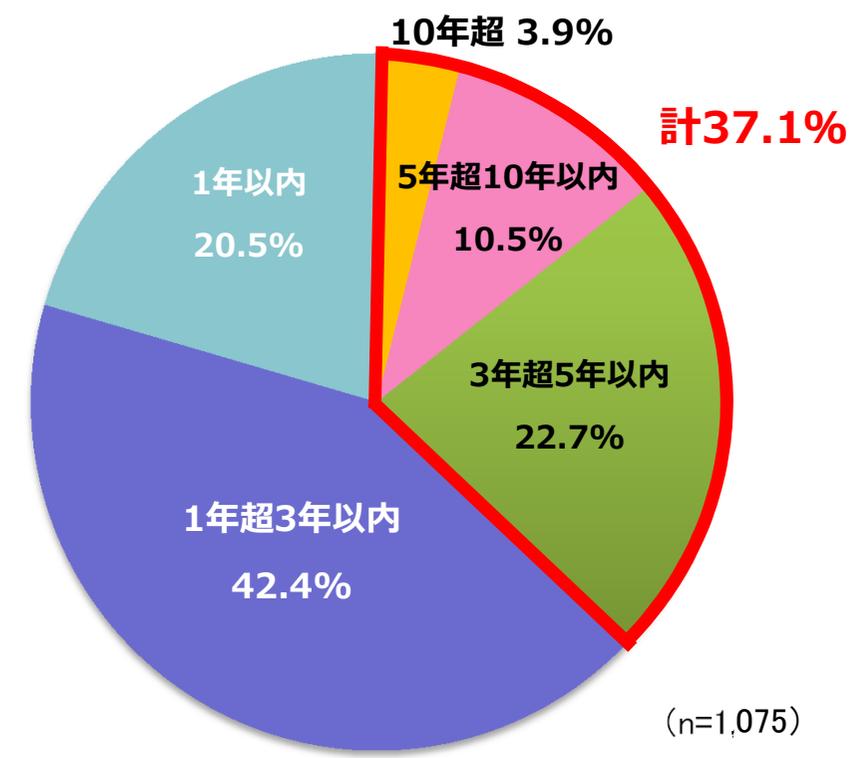
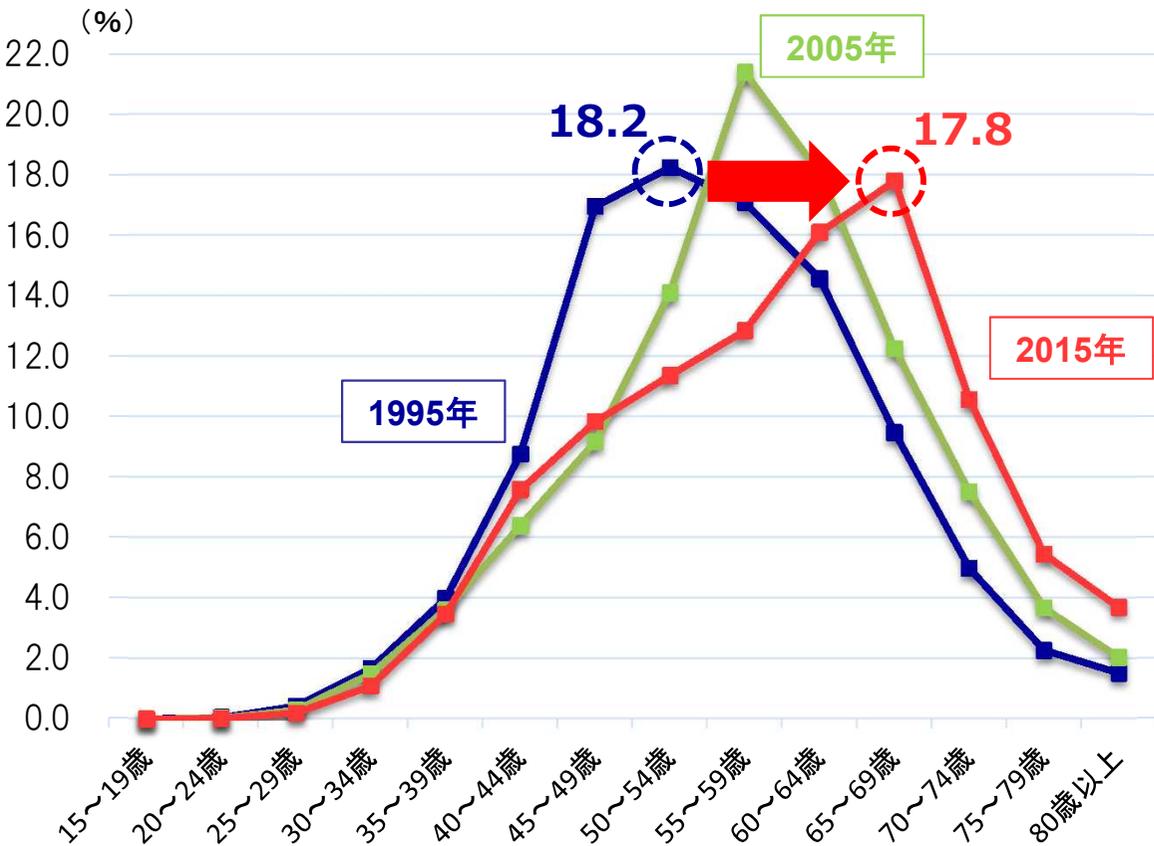
※ 一定の要件（5年間8割以上の雇用を継続する等）が必要

- ・ 現行の中小企業が多数を占める現在の産業構造のままで、将来の持続的な経営の安定性が確保できるか
- ・ 地域建設業の多くが家業として建設業を営んでいる現状をどのように考えるか
- ・ 合併・再編等により、企業収益にどのようなメリットがもたらされるか

- 中小企業の経営者の年齢については、過去20年間で大幅に高齢化が進行(経営者の年齢層のピークは、1995年:50-54歳層から2015年:65-69歳層まで上昇)。
- また、事業承継については、後継者の選定を始めてから了承を得るまでに3年以上の期間を要した企業が約4割を占める水準。

### <年代別にみた中小企業の経営者年齢の分布>

### <事業承継を完了するまでに要する期間>



## ② 地域建設業と市町村との連携強化

---

- 地域建設業は、「地域の守り手」、「地方創生の担い手」としての役割を果たしているが、これまでの施策では、こうした地域の基幹産業を官民のパートナーシップの下で育てるといった産業振興や地域活性化の観点が十分とは言えない状況。
- 現在、市町村レベルでは、建設産業の振興等に関する計画を策定している団体はほとんど見られないところであり、こうした点も踏まえ、市町村が主体となり、地域建設業の振興や発展を図るための施策推進が図られるよう、制度的な位置付けや支援策について検討。

## 地域防災計画

(記載項目の例)

- ・ 障害物等の迅速な除去
- ・ 緊急輸送体制の確保
- ・ 応急対策用の資材調達 等

## 市町村

- ・ 協定に基づく活動費用の負担
- ・ 競争参加資格や総合評価の審査において、防災協定の締結や応急対応、ボランティア活動実績などを有する団体を加点评価 等

防災協定

## 地域建設業団体・企業

- ・ 巡回パトロール等による被災情報の収集・連絡
- ・ 道路啓開等による障害物の除去用の資機材等の調達
- ・ 応急復旧工事の実施 等

**地域防災の観点のみならず、市町村がより主体的に地域建設業の振興や発展を図る仕組みを設けることについて検討**

## 地域建設業振興計画 (仮称)

(記載項目のイメージ)

- ・ 安定的な維持管理市場の環境整備
- ・ 地域建設業の技術力・経営力の強化
- ・ 将来を担う若者の雇用創出
- ・ 災害時の円滑な連携体制の確保

## 市町村

(連携施策のイメージ)

- ・ 包括協定を締結した建設業団体等による公共工事の発注業務等に関する公務支援
- ・ 地域の中小企業診断士等による経営アドバイザー事業
- ・ 若手向けの職人育成塾、学生向けの就業相談事業 等

包括協定

## 地域建設業団体・企業

※ 地域の金融機関や商工関係団体と連携

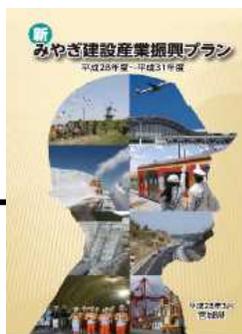
- ・ **市町村の体制をどのように確保するか**
- ・ **自治体の産業施策とどのように連携を図るべきか**

**国や都道府県がどのような支援を行うことが望まれるか**

- 都道府県レベルでは、約3割の団体が建設産業に焦点を当てた振興計画を策定しており、計画に基づく様々な施策メニューを通じて地域建設業を包括的に支援。

## 宮城県の事例

### みやぎ建設産業振興プラン



#### 【基本目標】

- ① 良質な社会インフラの整備を担う建設産業の**技術力・経営力の強化**の推進  
…専門性の「見える化」、経営基盤の強化・安定化、建設産業の構造改善
- ② 地域インフラの維持管理・更新需要の到来に備えた**建設市場の環境整備**の推進  
…地域社会の安全・安心の確保、公共施設等の総合的かつ計画的な管理、住宅リフォーム市場への対応
- ③ 将来のみやぎの建設産業を担う**人材の確保・育成**  
…技能者の処遇改善、将来を見通せる環境整備、若手・女性の活躍推進、教育訓練の充実、建設現場の省力化・効率化、建設産業の戦略的広報
- ④ 東日本大震災を踏まえた**円滑な連携体制の構築**  
…大規模災害発生時の対応体制の確保、復旧・復興工事の円滑な施工確保、建設産業の信頼の確保・強化

**策定：平成28年3月**  
**計画期間：4年間（平成31年度まで）**

## 福島県の事例

### ふくしま建設業振興プラン



#### 【基本目標】

- ① 建設業の**技術力・経営力の強化**  
…受発注者双方の技術力の向上・技術継承の促進、地域の建設企業の経営基盤の強化・安定化、建設現場の生産性向上
- ② 建設業の**担い手の確保・育成**  
…学生・女性の建設業への入職促進、建設業就業者の職場環境の改善、建設業の魅力発信
- ③ 社会資本の**適切な維持管理・更新**  
…技術開発への投資の促進、新技術・新工法・ICTの活用推進、CMやPPP・PFIへの参入を見据えたノウハウ等の蓄積、建設企業間の合併・事業連携の促進、地域の建設企業の受注体制の強化、地域の実情に応じた発注の実践、適正な歩掛・単価設定、公共施設等の維持管理・更新に要する技術・ノウハウの向上、維持管理需要の中長期的な見通しの公表

**策定：平成29年3月**  
**計画期間：4年間（平成32年度まで）**

- 市町村レベルでは、建設産業に焦点を当てた振興計画を策定している自治体や、若年者の雇用創出の一環で建設産業を取り上げている自治体がわずかに存在。

## ちの 長野県茅野市の事例

### 茅野市建設産業振興ビジョン

※ 平成28年4月改定

#### 【問題意識】

- 茅野市では、**建設工事の件数の減少**により、**市内の建設業者間だけではなく、市外業者との競争も激化**しており、建設産業を取り巻く環境は厳しい状況。
- こうした状況の中で建設産業の活性化を図るためには、**個々の建設企業の経営を強化・改善**することが必要。

#### 【今後の対応方針】

1. 将来を見据えた茅野市のまちづくりについて協議・検討
  - ・行政・住民・業界が一体となって、**将来の市内建設産業の振興の方向性**について検討する
2. 茅野市への移住・定住の促進
  - ・将来の市内建設産業を担い得る**移住者の増加**を促す
3. 地域インフラの整備・維持修繕工事の推進
  - ・他業界とも連携した**危険箇所の早期の察知・対応**を図る

## 山形県南陽市の事例

### 南陽市地域雇用創造計画書

※ 平成26年6月策定

#### 【問題意識】

- 南陽市では、近隣河川沿いの農業施設・林道の復旧工事や、冬期の除雪作業の担い手が今後も必要となるが、**若年求職者は屋外作業の多い建設業を敬遠する傾向**。
- 他方、市内の兼業農家については今後の雇用先の確保が課題となっているところであり、これらの**産業間における雇用の受給調整**を図ることが必要。

#### 【建設業就職講座の開催】

- 建設機械の運転・操作に必要な免許や資格の取得を目指すセミナー等を開催し、**建設業界で働く動機付けを付与**。



工具に関する実技演習の様子



建設機械に関する実技演習の様子

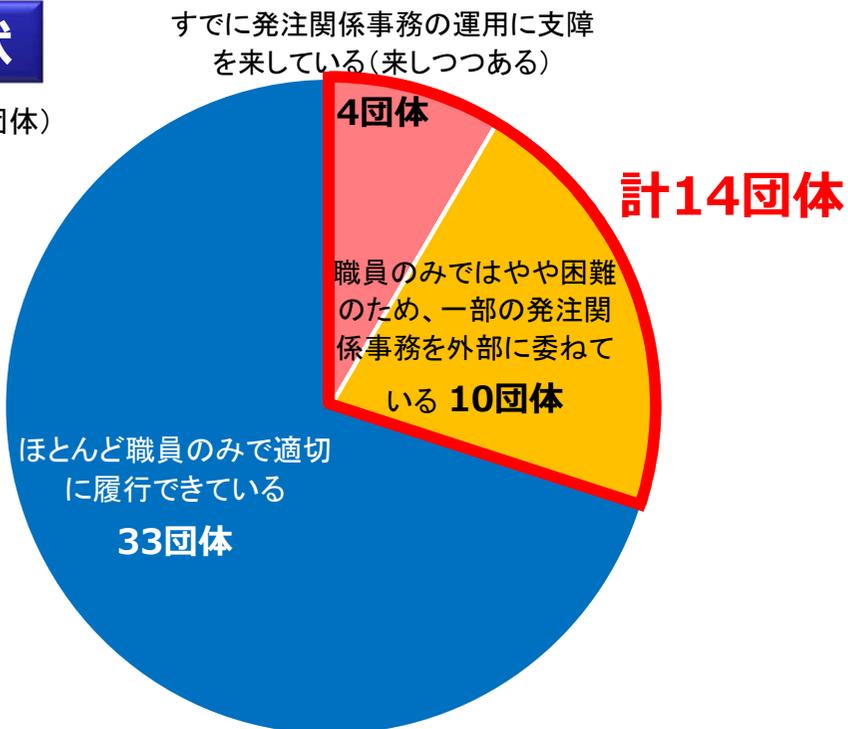
# ③ 地方自治体における 発注体制の補完

---

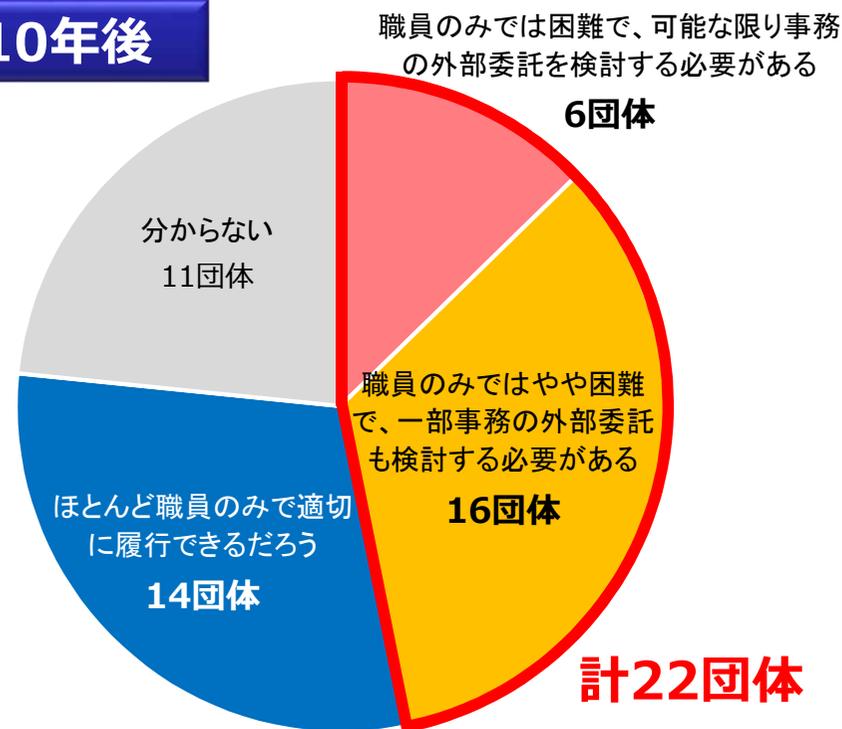
## 現状及び将来の発注体制についての懸念

### 現状

(計47団体)



### 10年後



## 民間コンサル等を活用した発注体制の補完について

- 今後、技術職員の減少に伴って発注体制の維持・確保が困難になると考えられるため、民間企業等を活用した発注体制の補完は有効であるが、守秘義務が生じる案件の取扱いには注意が必要
- 現有する技術職員だけで発注関係事務を適切に履行することが困難な場合には、積極的に民間企業等を活用することが必要と考えられるが、その結果、現有する技術職員の技術力の低下を招く懸念もある
- 発注関係事務は多種多様であるところ、その外部委託を検討するに当たっては、コストや事務作業量を大きく削減できるものを対象とすることが重要

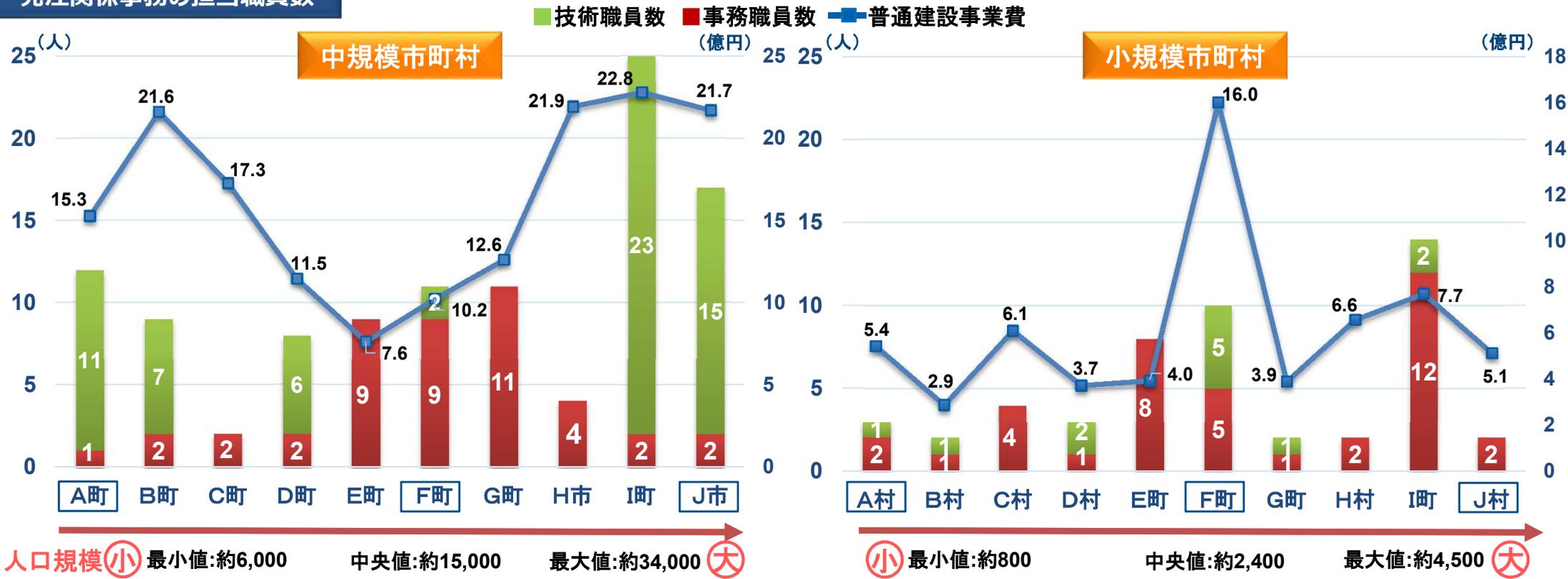
## 発注権限などの民間委託について

- 大規模災害からの復旧・復興やPPP・PFIなど、高度な専門性や特殊なノウハウを要する場合には有効な手法であるが、CM会社等の民間企業に過度に依存すると、自治体の技術職員に専門性が身につかないおそれ
- 民間委託は発注関係事務の手続を不透明化するおそれもあることから、導入に当たっては情報漏洩の防止や公正・公平な入札契約手続の確保を図ることが重要

## 発注関係事務の共同化について

- 管内市町村の発注体制を補完する観点からは、発注関係事務を共同で行うことにより技術力の向上・継承を支援することが必要

## 発注関係事務の担当職員数



## 将来の発注体制についての懸念や課題等

- 最小限の人員で対応しているところ、災害時などの一時的な工事発注量の増加に対応できないおそれ
- 現在、事務職員だけで発注関係事務を行っているところであり、専門的な判断が難しい場面に遭遇することもある
- 技術職員の年齢構成に偏りがあり、今後、専門知識を有する職員の大量離職に備え、若年職員にどのように技術などを継承していくかが課題
- 将来的に技術職員がいなくなると想定しており、今後、技術職員を計画的に採用することが重要と認識
- 技術職員の採用活動を行っても定員割れが続き、今後の担い手確保に懸念

## 民間コンサル等を活用した発注体制の補完について

- 全ての発注関係事務を市町村単独で行うことは困難であることから、橋梁点検などの技術力を要する分野に関する発注業務に民間コンサルを活用
- 現在、職員の再任用や外郭団体の活用等により発注関係事務に対応しているが、民間委託については検討中
- 発注関係事務を担当している職員が減少している中、現時点においても、一部の事務を外部委託しているところであるが、今後更なる拡大を図っていくことも必要になるのではないか
- 将来的には全ての発注関係事務を市町村単独で行うことは困難になると想定しているところ、CM会社等の活用も検討すべきではないか

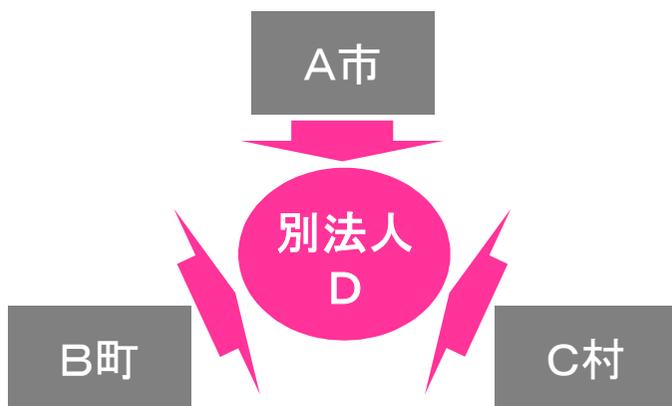
- 地方公共団体の発注体制に関しては、発注担当職員の減少・経験不足等により、主に小規模団体の体制脆弱化が進行しており、将来にわたり持続可能な体制の確保が課題となっている。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体の発注体制の相互補完を図る観点から、地方自治法に基づく共同処理制度等を活用している先進的な取組事例について広く共有するとともに、共同化の円滑な導入・運用を更に進めるべき。

## 【例】地方自治法に基づく共同処理制度（現行制度）

### 別法人の設立を要する仕組み

#### ＜①一部事務組合・広域連合＞

（共同化のイメージ）

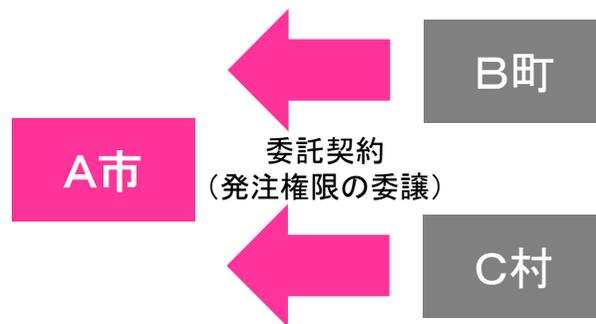


各々の団体の発注権限を委譲する新団体を設立した上で、委譲を受けた新団体が発注を代行

### 法人の設立を要さない簡便な仕組み

#### ＜②事務の委託＞

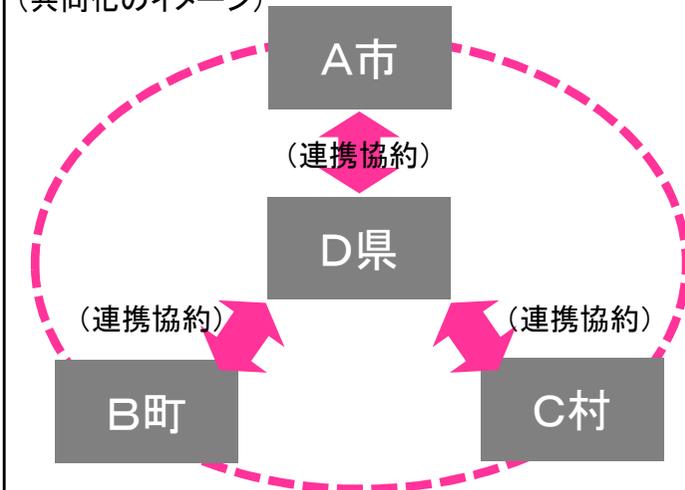
（共同化のイメージ）



委託団体の発注権限を受託団体に委譲し、受託団体が発注を代行

#### ＜③連携協約＞

（共同化のイメージ）



団体間で基本的な方針と役割分担を定め、業務連携を通じた効果的な発注を実施

**発注関係事務の共同化に関する先進的な取組事例について広く共有するとともに、円滑な導入・運用に資するガイドラインや手引きを策定すべき。**

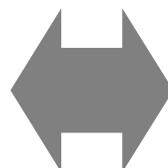
○ 共同受注については、メリットと課題がそれぞれあるが、今後の事業者の立地状況を踏まえ、特に受注体制の安定化が求められる地域においては、共同受注の活用が図られるよう、共同受注を行いやすくなる環境整備を進めるべき。

## 共同受注（JV、組合等）のメリット

- ・ 受注機会の安定的な確保により、人材・資機材の計画的な調達やリスク分散を図ることが可能
- ・ 中小建設企業の担い手確保や技術力向上に資する
- ・ 災害時には柔軟な対応や相互補完が可能
- ・ 地域の建設企業の減少を防ぐ上で、共同受注は有効な方策の一つ

## 共同受注の課題

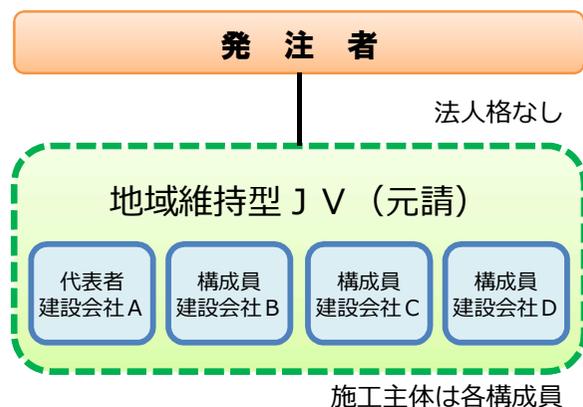
- ・ 発注の際には競争性の確保を図ることが必要
- ・ 特定のJV等に受注が偏る懸念
- ・ 地域によって建設企業の立地分布は様々
- ・ 代表企業の負担が大きく、構成員間の業務分担が困難
- ・ 地域によってはJV等の対象となるような大規模工事は少なく、発注ノウハウも不十分



※ 第2回地域建設業WGにおけるアンケート結果より

### 【例】地域維持型契約方式の実施体制

#### 地域維持型JV

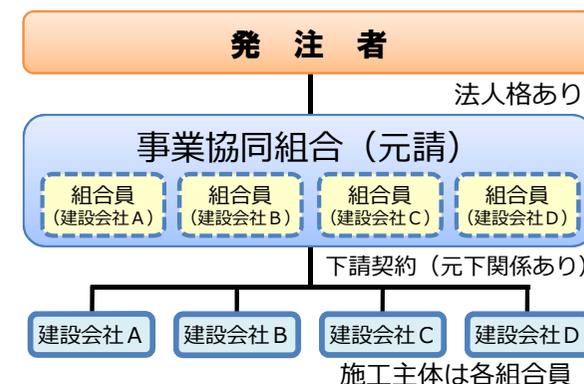


#### 事業協同組合 (根拠法：中小企業等協同組合法)

##### <① 共同施工>



##### <② 分担施工>



- ・ 建設企業の受注体制の安定化が求められる地域においては、共同受注を進めるべき
- ・ JV等の発注経験のない市町村向けの手引きを作成するなど、環境整備を進めるべき

- 会計法・地方自治法上、公共工事に係る監督検査や施工状況の確認・評価に関して、専門的な知識・技能を要する等の理由があるときは、民間委託が可能とされている。
- 他方、予定価格の作成、入札・契約の方法の選択、契約の相手方の決定については、行政庁の予算執行権限と密接に関連していることもあり、どこまで委託可能かが明らかにされていないことから、委託可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等について、ガイドライン等の策定等により明確化すべき。

①～⑥：品確法 § 7 に規定されている事務

## <発注準備段階>

①

仕様書・設計書の作成



②

予定価格の作成



③

入札・契約の方法の選択



④

契約の相手方の決定



## <工事施工段階>

⑤

工事の監督・検査



⑥

工事中・完成時における  
施工状況の確認・評価

設計図書の作成やそれに伴う積算は、実務上も外部委託することが多い。

予定価格や競争参加資格の最終的な決定、開札、契約の相手方の決定等の事務は、会計法・地方自治法上、行政庁の予算執行権限と密接に関連していることもあり、民間委託の可否が明らかにされていない（※）。

※予定価格や競争参加資格を定める過程での調査や資料収集等は委託実績あり

会計法・地方自治法上（予決令 § 101 の 8、自治令 167 の 15 ④）、専門的な知識又は技能を要する等の理由があるときは、民間委託が可能とされている。

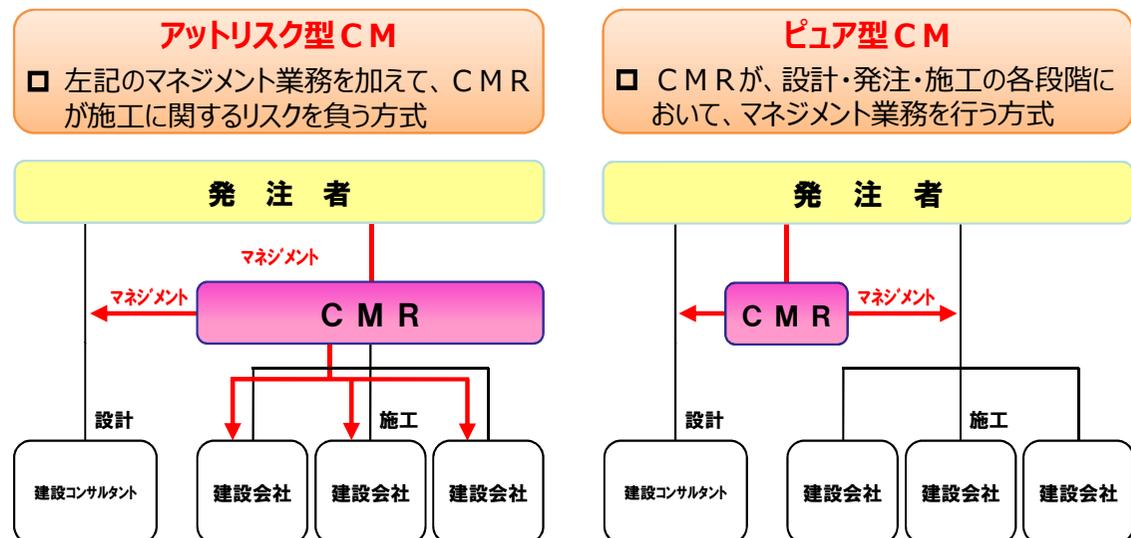
- アットリスク型のCM方式については、CMRが発注者に対して建設工事を完成させる責務を負っており、また、建設会社と直接請負契約を締結するなど、建設工事の完成を目的として締結する請負契約に類するものであることから、建設工事を完成させる責務に関しては請負契約と同様の扱いとする。
- ピュア型のCM方式については、CMRが建設工事の完成に責任を負うものではなく、建設工事の完成を目的として締結する請負契約とは性質が異なっているが、発注体制を補完し、発注者が適切な役割を果たせるようにする観点から、発注者が利用しやすい仕組みやCMRに求められる能力(施工管理の能力など)のあり方についてさらに検討する。

※ なお、CM制度においては、設計のマネジメントも行われており、この点も留意した制度設計の検討が必要。また、アットリスク型のCM方式に対して建設業法を適用する場合には、建設業法上のどのような規定を適用するか(例えば、一括下請負禁止の規定を適用するか否か)について検討が必要。



CMという専門的な職能に関して、

- ・ **求められる責務**は何か
  - ・ **必要とされる技術力・専門性**は何か
  - ・ **行うべき業務の範囲**をどのように考えるか
  - ・ **発注者の体制補完**にどのように役立てるか
- といった観点から、制度上の位置付けのあり方について法制度・許可WGと連携して検討



# ④ 地域建設業の安定的な担い手 確保に資する入札契約方式

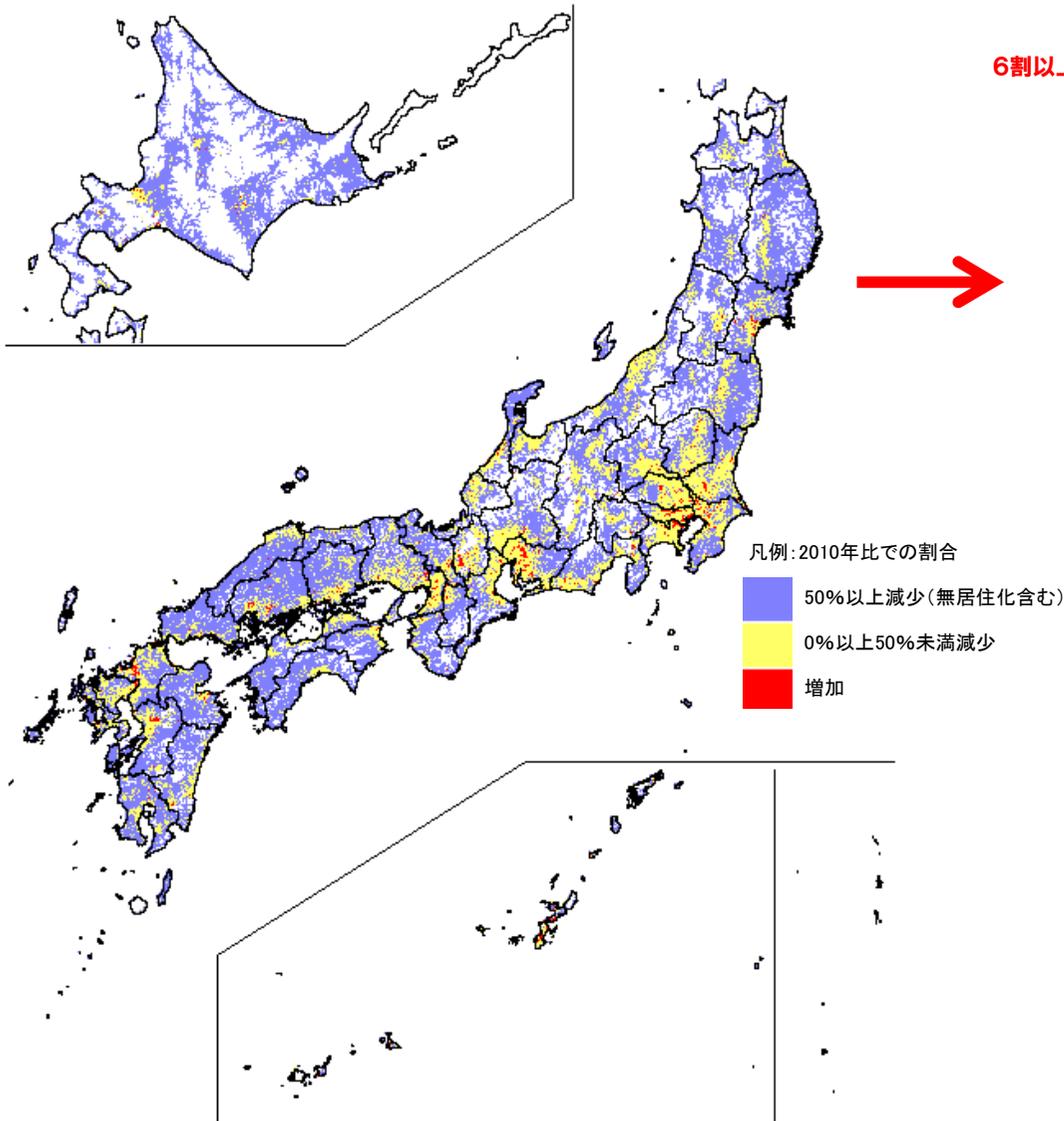
---

# (参考) 2050年の人口増減状況

「国土のグランドデザイン2050」(平成26年7月)の参考資料より抜粋

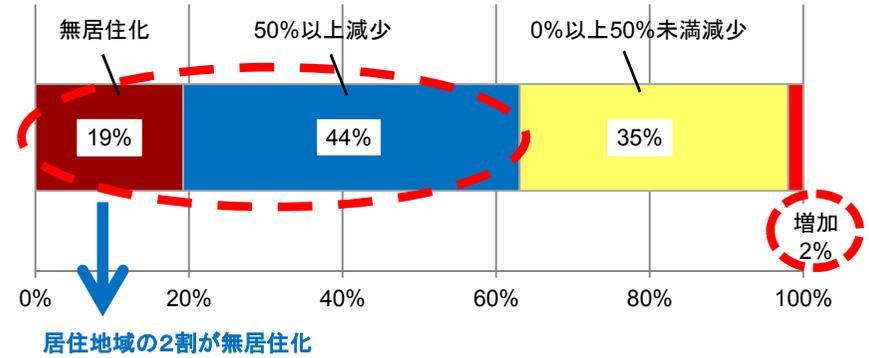
- 全国を《1km<sup>2</sup>毎の地点》で見ると、**人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上**を占める(※現在の居住地域は国土の約5割)。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。**
- 《市区町村の人口規模別》にみると、**人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向**が見られる。特に、現在人口1万人未満の市区町村ではおよそ半分に減少する。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】

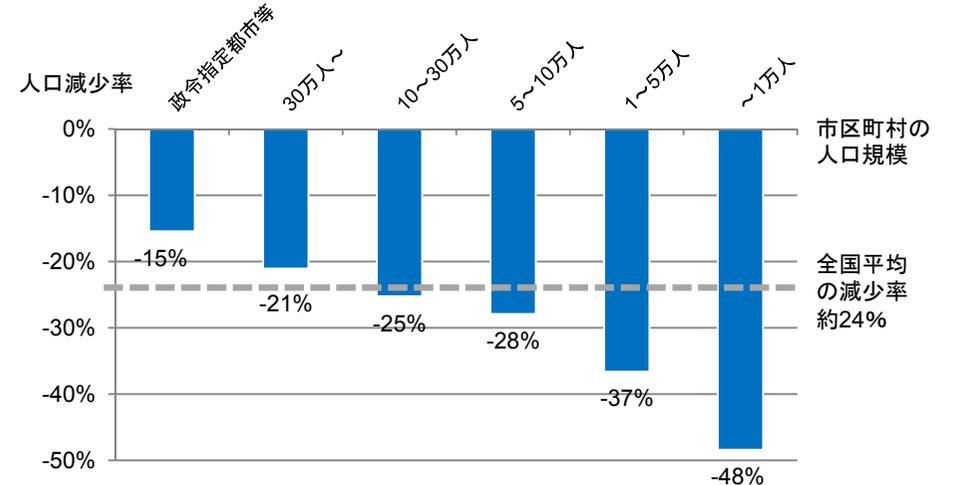


人口増減割合別の地点数

6割以上(63%)の地点で現在の半分以下に人口が減少



市区町村の人口規模別の人口減少率



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成。

# (参考) 建設企業の許可業者数の少ない市町村の例

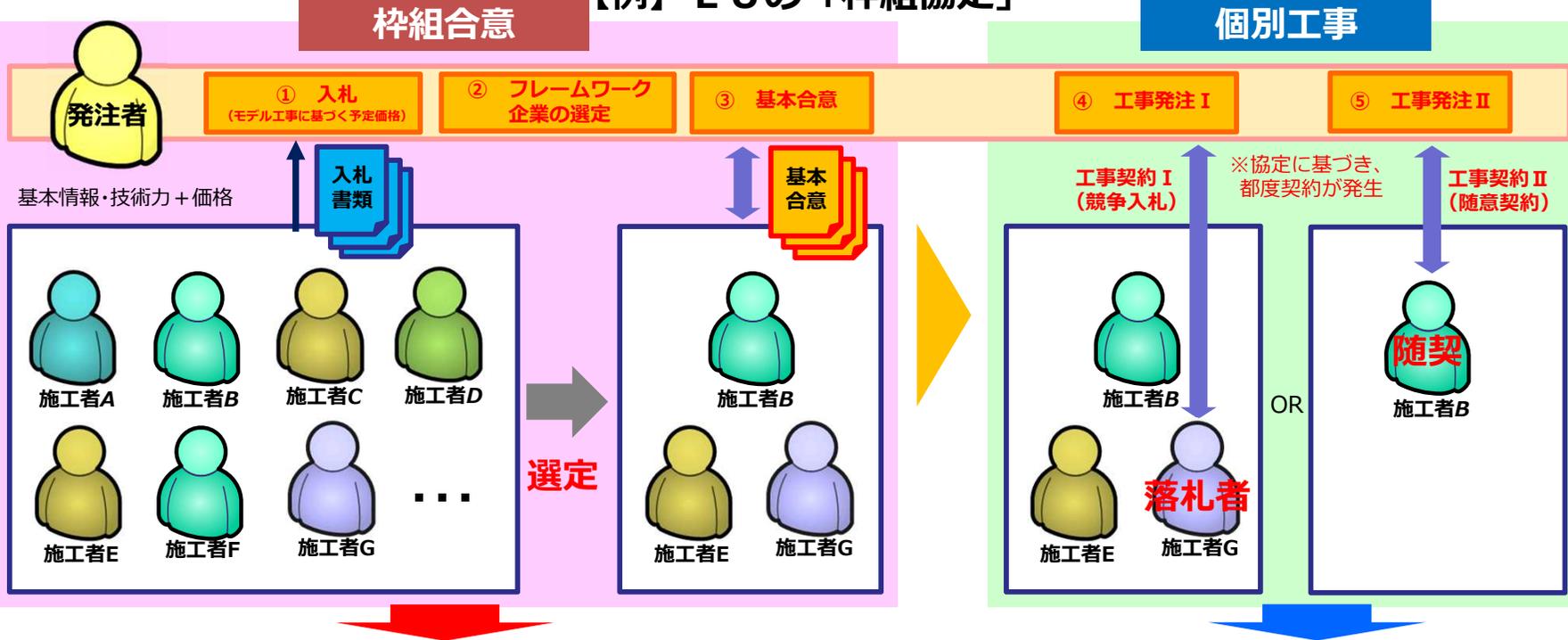
許可業者数	市町村名	人口	普通建設事業費	高齢化率
1	丹波山村 (山梨)	594人	4.1億円	47.7%
	売木村 (長野)	597人	1.4億円	45.1%
	知夫村 (島根)	592人	8.6億円	48.1%
	小値賀町 (長崎)	2,662人	5.9億円	45.0%
	北大東村 (沖縄)	590人	12.8億円	18.5%
2	神恵内村 (北海道)	923人	3.4億円	39.5%
	音威子府村 (北海道)	784人	3.5億円	28.4%
	檜枝岐村 (福島)	588人	4.5億円	33.5%
	上野村 (群馬)	1,302人	14.6億円	42.6%
	根羽村 (長野)	1,004人	15.0億円	47.2%
	新庄村 (岡山)	961人	3.1億円	40.5%
	座間味村 (沖縄)	910人	7.8億円	23.3%
3	占冠村 (北海道)	1,242人	7.7億円	23.3%
	磐梯町 (福島)	3,627人	11.8億円	31.5%
	平谷村 (長野)	473人	7.4億円	38.7%
	北川村 (高知)	1,397人	5.1億円	40.9%
	渡嘉敷村 (沖縄)	693人	6.7億円	23.1%

許可業者数	市町村名	人口	普通建設事業費	高齢化率
3	粟国村 (沖縄)	734人	6.4億円	35.1%
4	島牧村 (北海道)	1,573人	3.6億円	41.4%
	中富良野町 (北海道)	5,131人	4.5億円	32.2%
	七ヶ宿町 (宮城)	1,523人	4.3億円	45.3%
	昭和村 (福島)	1,347人	6.5億円	54.7%
	南牧村 (群馬)	2,106人	3.2億円	58.3%
	北相木村 (長野)	798人	5.0億円	39.8%
	王滝村 (長野)	841人	3.3億円	37.7%
大川村 (高知)	420人	4.7億円	44.5%	
5	南大東村 (沖縄)	1,282人	18.1億円	21.9%
	留寿都村 (北海道)	1,955人	11.5億円	25.6%
	赤井川村 (北海道)	1,150人	8.5億円	31.3%
	北竜町 (北海道)	1,995人	6.9億円	41.4%
	大潟村 (秋田)	3,238人	21.8億円	29.9%
葛尾村 (福島)	1,480人	11.6億円	34.3%	
水上村 (熊本)	2,323人	6.4億円	37.5%	
五木村 (熊本)	1,189人	17.1億円	44.3%	

(参考) 市町村平均 (政令市含む) については、人口 : 72,620人、普通建設事業費 : 45.1億円。また、国内の高齢化率 (65歳以上) については、25.6%

- 災害対応や地域インフラの維持管理をめぐっては、地方圏の中山間地域など、現時点においても通常工事等を担う建設企業を十分に確保することが困難な地域が存在しており、将来の人口減少を考慮すると、このような地域は今後も更に増加することが見込まれる状況。
- 今後、海外の先進的な制度的枠組みも参考に、地域インフラの維持管理が適切に行われるよう、地域建設業における担い手の安定的な確保に資する新たな入札契約方式について検討すべき。

【例】EUの「枠組協定」 ※（一社）国際建設技術協会「海外における包括的調達手法に関する調査業務報告書」（平成26年）を基に作成



- 導入効果**
- 受発注事務の負担軽減
  - 受発注者間の良好なパートナーシップの形成
  - 複数年にわたり受注者が計画を立てやすく、企業経営の安定化に寄与

- 課題**
- 協定から除外された企業が、競争に参加できない
  - 協定内での競争入札に勝てない企業が、競争モチベーションを失う可能性

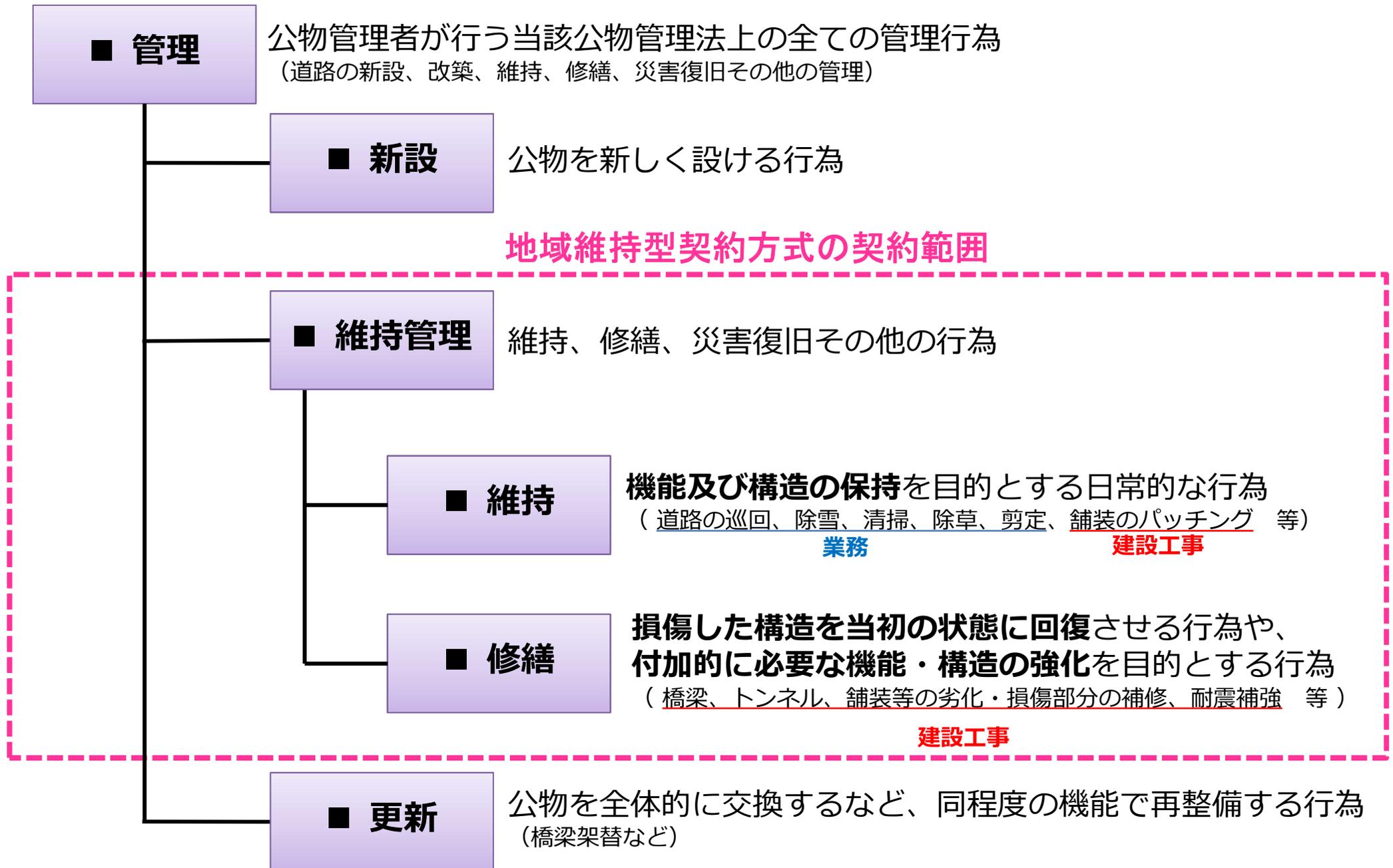
発注者があらかじめ簡易な競争入札により複数企業を選定し、当該複数企業の中から工事等の相手方を選定

中山間地域など、平時においても維持管理等の担い手を十分に確保することが困難な地域については、入札を経ずに複数年の柔軟な契約等を導入する仕組みは考えられないか。

- ・ 地方自治法の原則との整合性（原則：競争入札）をどのように図るか。
- ・ 担い手の確保が困難な地域の判断基準をどのように設定するか。

# ⑤ 将来の建設市場に対応した 建設企業のあり方

---



# (参考) 都道府県における地域維持型契約方式の業務内容

○ 都道府県の地域維持型契約においては、内容面で工事・業務を包括して発注するケースが多いが、**「業務」「工事」**いずれの区分で発注するかは、それぞれのウエイトや予算制約上の事情などの理由により、**団体ごとに判断が異なる。**

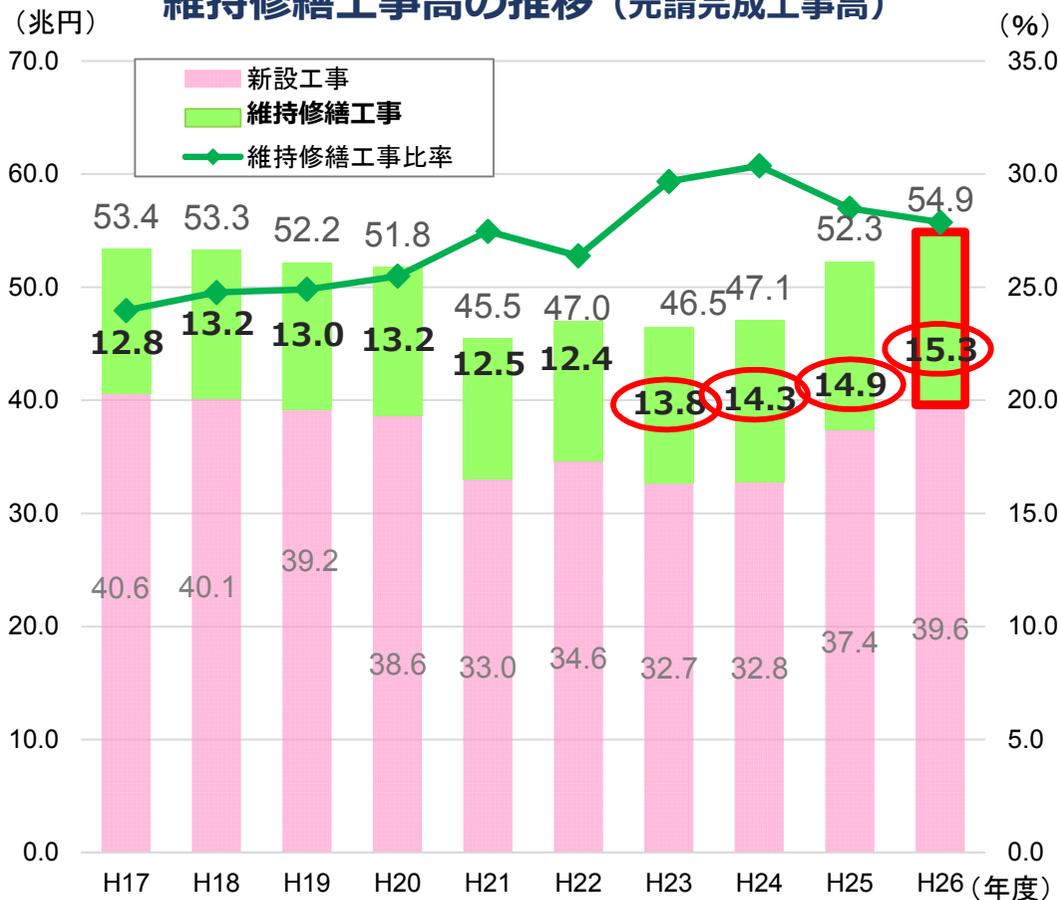


- ・「業務」発注でも、その内容に工事が含まれている場合には、建設業許可（土木一式工事）や工事の格付（一般土木C等級等）などを競争参加資格としている例が多い。
- ・「工事」発注でも、JV構成員が役務（巡回、除草、除雪等）のみを分担する場合には、当該構成員に**建設業許可等を不要としている例もある。**

都道府県名	工事件名	発注区分	業務	工事	競争参加資格
A	県道〇〇号外道路維持管理業務	工事	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block;">除草</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">道路清掃</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block;">道路維持修繕</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">舗装維持修繕</div>	工種・格付：土木一式（各構成員） 建設業許可：土木一式
B	△△線他道路維持修繕工事他等2工事合冊 ※除草については業務委託契約	工事	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block;">倒木伐採・除草</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">除雪</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block;">落石、崩土の除去作業</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">ポットホール処理</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">道路付属物の補修等</div>	工種・格付：土木一式Ⅲ等級以上 建設業許可：土木工事業に係る許可
C	土木施設維持修繕業務委託工事	工事	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block;">道路・河川パトロール</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">除草・植栽管理</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block;">落石、崩土の除去作業</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">ポットホール処理</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">道路付属物の補修等</div>	工種・格付：建設工事（各構成員） 建設業許可：土木一式（代表者） 土木一式又は舗装（構成員） ※乙型の構成員が役務のみである場合、許可等は要しない
D	××道路管理業務委託	業務	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block;">除草・植栽管理</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">交通管理</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">除雪</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block;">道路維持修繕</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">舗装維持修繕</div>	工種・格付：一般土木工事A（代表者のみ） 建設業許可：土木一式、とび・土工、造園、舗装 ※地域維持型JVの場合
E	土木事務所管内北部地域総合メンテナンス業務委託	業務	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px; display: inline-block;">道路・河川パトロール</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block;">応急維持管理</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">砂防急傾斜地等維持管理</div>	工種・格付：一般土木工事A（代表者） 一般土木工事（構成員） 建設業許可：土木一式 ※地域維持型JVの場合

- 多くの地域では、建設企業は新設工事の請負により経営を成り立たせてきたが、今後新設工事が減少すれば、経営を成り立たせることができず、結果として地域インフラの維持管理にも支障を来すおそれ。
- 今後、特に地方でインフラの維持修繕工事の重要性が増す中、これまで形成されてきた業態や取引慣行に留意しながら、地域における建設市場の動向や建設企業の立地分布に鑑み、「維持管理」を中心に営む建設企業のあり方や方向性について検討すべき。

### 維持修繕工事高の推移 (元請完成工事高)



## 維持管理の範囲

現行の地域維持型契約方式の契約範囲(※)

### 維持

機能・構造の保持するための日常的な行為

- (例)
- ・道路の巡回、清掃、除草、剪定、除雪(業務)
  - ・橋梁の点検(業務)
  - ・舗装のパッチング(工事)

### 修繕

損傷した構造を当初の状態に回復する行為、付加的に必要な機能・構造を強化する行為

- (例)
- ・道路等の劣化・損傷部分の補修・耐震補強(工事)

### 更新

構造物を全体的に交換する等、同程度の機能を有する水準で再整備する行為

- (例)
- ・橋梁の架替
  - ・上下水道の機械設備の付替

※ 修繕工事については、大規模修繕工事を除く

- 業種区分の新設に当たっては、平成25年の中建審・社整審基本問題少委員会における「当面講ずべき施策のとりまとめ」において、
  - ・規制の強化等の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、社会的課題解決又は疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保に顕著な効果が見込まれること
  - ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
  - ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれることを要することとされている